

佐情個審発第11号
平成29年11月1日

佐野市長 岡部正英様

佐野市情報公開・個人情報保護審査会
会長 市村充章

情報公開請求に対する非公開決定（不存在）に関する不服申立てについて（答申）

平成28年2月26日付け佐医保発第339号で諮問のありました次の件について、別紙のとおり答申します。

平成27年度諮問第1号 葬祭費請求書の記入例の不存在による非公開決定に関する件

第 1 審査会の結論

佐野市長（以下「実施機関」という。）が、葬祭費請求書の記入例について、不存在を理由に行った情報非公開決定は妥当である。

第 2 不服申立てに至る経過

本件不服申立てに至る経過は、次のとおりである。

1 情報公開請求

不服申立人は、佐野市情報公開条例（平成 17 年佐野市条例第 8 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、実施機関に対し、平成 28 年 1 月 4 日付けで、「葬祭費申請のひながた」（以下「本件請求対象情報」という。）の情報公開請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 非公開決定

本件請求に対し、実施機関は、本件請求対象情報を作成していないことから、非公開の決定（以下「本件決定」という。）を行い、平成 28 年 1 月 8 日付けで不服申立人に通知した。

3 不服申立て

不服申立人は、本件決定を不服とし、平成 28 年 2 月 10 日付けで実施機関に対し不服申立てをした。

第 3 不服申立人の主張

1 不服申立ての趣旨

本件不服申立ての趣旨は、本件決定を取り消し、本件請求対象情報の公開を求めるというものである。

2 不服申立ての理由

不服申立人が異議申立書、意見書及び当審査会における意見陳述で主張している内容の要旨は、概ね次のとおりである。

(1) 実施機関には、職務上使用するためにファイル（以下「当該ファイル」という。）につづり、葬祭費の請求があったときの参考とする記入例が存在した。平成 26 年又は平成 27 年頃、当時の医療保険課長及び収納対策係長と面談した際、この記入例を見せられた。

(2) 実施機関から「個人が作成した物を出せない。」と言われた。これは、個人が作ったものは存在するということを意味する。

(3) 個人が作成した文書であっても、仕事で日常的に使用しているものは公開しなければならない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による説明で主張している内容の要旨は、概ね次のとおりである。

1 葬祭費について

佐野市事務分掌規則（平成19年佐野市規則第7号）第2条第1項、第7条第1項及び別表において、医療保険課は、国民健康保険事業の運営に関する事務及び国民健康保険の給付に関する事務をつかさどるものとされており、同課では、佐野市国民健康保険条例（平成17年佐野市条例第150号）第9条第1項に基づき、国民健康保険被保険者が死亡したときに、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として5万円を支給する事務を行っている。

2 非公開理由について

本件請求対象情報を不存在と判断するに至った理由は、次のとおりである。

- (1) 本件請求を受け、実施機関において、執務室内の机、書庫、電磁的記録等の探索を行ったものの、本件請求対象情報の存在は確認できなかった。また、担当者（過去の担当者を含む。）からの聴取を行ったところ、本件請求対象情報の引継ぎは受けていなかった。
- (2) 本件不服申立てを受け、医療保険課及び市民課並びに衛視室において、再度の探索を行ったものの、本件請求対象情報及び当該ファイルの存在は確認できなかった。
- (3) 葬祭費請求書については、請求者の記載する事項が簡易なものに限られているため、記入例を作成しなければならないものとはいえ、条例第2条第2項に該当する情報として保持していない。
- (4) 不服申立人が実施機関から「個人が作成した物は出せない。」と言われたと主張している件について、そのように説明した事実はない。しかし、仮に、職員個人が条例第2条第2項に該当しない情報として本件請求対象情報を保持していたとしても、本件請求対象情報は単なる記入例に過ぎないことから、不服申立人に対して見せない理由はない。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方について

条例第5条に規定されているとおり、何人も実施機関に対し、情報の公開を請求する権利が保障されているわけだが、この権利が認められるためには、実施機関が行政情報を適切に管理し、当該情報が存在することが前提となる。

当審査会は、行政情報の公開を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、不服申立人及び実施機関から、書面及び資料の提出並びに口頭による意見又は説明の聴取を行い、判断を行った。

2 本件請求対象情報について

本件請求対象情報は、平成 26 年又は平成 27 年頃に当時の医療保険課長及び収納対策係長が不服申立人と面談を行ったときに持ち込んだフラットファイル（当該ファイルは、これと同一のものである。）につづられた葬祭費請求書（佐野市国民健康保険規則（平成 17 年佐野市規則第 125 号）別記様式第 39 号）の記入例である。

3 争点について

本件の争点は、次の点である。

- (1) 本件請求対象情報が存在するか否か。
- (2) 本件請求対象情報が存在する場合において、条例第 2 条第 2 項に該当するか否か。

4 本件請求対象情報の存否について

(1) 本件請求対象情報は、葬祭費請求書の記入例に当たる公文書であり、実施機関は本件請求対象情報を作成していないことから、保有していないことを理由に本件決定を行った。

(2) これに対し、不服申立人は、本件請求対象情報を見せられたことがあり、存在することは明らかであると主張する。また、個人が作成した文書であっても、仕事で日常的に使用しているものは公開しなければならないとも主張している。そこで、本件請求対象情報の存否について検討する。

ア 実施機関では、本件請求を受け、執務室内の机、書庫、電磁的記録等の探索を行ったものの、本件請求対象情報の存在は確認できなかった。また、担当者（過去の担当者を含む。）からの聴取を行ったところ、本件請求対象情報の引継ぎは受けていなかった。さらに、本件不服申立てを受け、医療保険課及び市民課並びに衛視室まで探索の範囲を拡大したものの、本件請求対象情報及び当該ファイルの存在は確認できなかった。

イ 葬祭費請求書の記載内容を確認したところ、請求者が記載する事項は、住所、氏名、電話番号、口座情報等に過ぎず、記入例の作成の必要性があるとはいえない。

ウ 不服申立人は、口頭意見陳述において、本件請求対象情報の形態、保管状態及び記載内容について述べているが、実施機関の職員に対し確認したところ、A4 サイズであること、ファイルにつづられていたこと及び医療保険課の棚で保管されていたこと以外、合致は確認できなかった。したがって、不服申立人と実施機関との間で、本件請求対象情報及び当該ファイルに関する主張に著しい食い違いがみられ、情報の特定が困難であると言わざるを得ない。

エ 不服申立人は、「個人が作成した文書であっても、仕事で日常的に使用しているものは公開しなければならない。」と主張する。これは、条例第 2 条第 2 項の該当について言及したものと史料する。しかし、実施機関が本件不服申立後に当該ファイルを捜したものの、現在、存在は確認されておらず、また、当該ファイルが

どのような位置づけのファイルであったかも不明で、当審査会において、私的文書又は公文書の別の判断を行うことができなかった。

オ 実施機関によると、当該ファイルには、平成〇年〇月〇日付けの不服申立人の名義で提出のあった葬祭費請求書がつづられていたことは間違いがないとしている。しかし、この葬祭費請求書が本件請求対象情報である可能性については、不服申立人自身が否定した。

(3) 以上から、本件請求対象情報を保有していないとする実施機関の説明は、これを覆すに足る事情も見だし難く、これを是認せざるを得ない。

5 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の判断」で述べたとおり答申する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 28 年 2 月 26 日	諮問書の收受
平成 28 年 4 月 18 日	審議 実施機関の理由説明書の收受 実施機関の説明の聴取
平成 28 年 6 月 13 日	不服申立人の意見書の收受 不服申立人の口頭意見陳述申立書の收受
平成 28 年 9 月 27 日	審議 不服申立人の意見書の受理 不服申立人の口頭意見陳述申立書の受理
平成 29 年 4 月 11 日	審議 不服申立人の口頭意見陳述の実施
平成 29 年 5 月 16 日	審議 実施機関の説明の聴取
平成 29 年 6 月 27 日	審議 実施機関の説明の聴取

佐野市情報公開・個人情報保護審査会委員（◎会長 ○会長職務代理者）

◎市村充章 ○山田実 荘司円香 栗原茂 加藤敏子